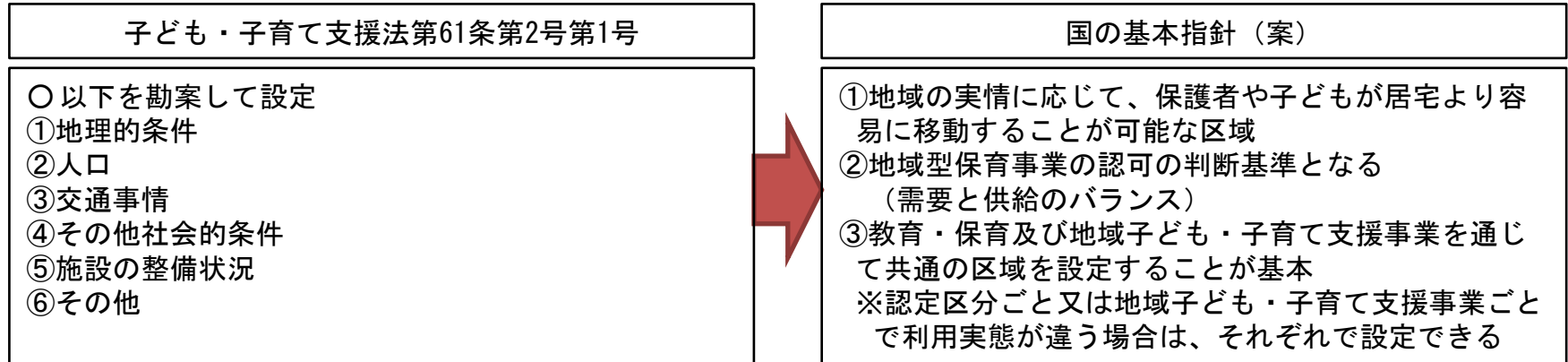


1 概要

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「区域」を設定

2 教育・保育提供区域の考え方



- 「学校区」のような性質ではない → 「区域外」からの利用を制限するものではない
- 「区域」を設定する意味は、より細かい需給を検証するため

市全域で見ると需給バランスが取れているが、区域を分けてみると・・・
→ 需給バランスが取れていないケースも考えられる

区域なし	1年目		
	1号	2号	3号
①量の見込み	300人	200人	200人
②確保の内容	300人	200人	200人
②-①	0人	0人	0人

区域 A	1年目		
	1号	2号	3号
①量の見込み	200人	150人	150人
②確保の内容	200人	50人	150人
②-①	0人	▲100人	0人

区域 B	1年目		
	1号	2号	3号
①量の見込み	100人	50人	50人
②確保の内容	100人	150人	50人
②-①	0人	100人	0人

教育・保育提供区域について

3 教育・保育提供区域の設定のポイント

●保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業・地域の特性 → 保護者や子どもが利用しやすい範囲

●事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計・ニーズ調査 → 適切な必要事業量の見込み → 供給体制の確保

○教育・保育提供区域の需給調整の判断基準（地域型保育事業認可）になることを踏まえ、検討

※地域型保育事業・・・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）

家庭的保育（利用定員5人以下）

居宅訪問型保育

事業所内保育（地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

○「区域」の設定数の違いによるメリット・デメリット

区域数	メリット	デメリット
多	細かく需給の検証ができる	実際の利用範囲と需給状況がミスマッチ 一時的な需要に左右されやすい
少	需給調整の柔軟性が高い	需給の検証が大雑把となる

教育・保育提供区域について

○ 地域子ども・子育て支援事業の区域 → 事業の性質・実施状況を踏まえ、検討

事業名称	区域設定にあたっての考え方
地域子育て支援拠点事業	現在の施設、利用状況及び今後の利用希望を踏まえて検討
一時預かり事業	不定期の利用のため、広域での利用を想定し、検討
ファミリーサポートセンター事業	事業の性質上、市域全体が対象
病児・病後児保育事業	現在の施設及び利用状況を踏まえて、市域全体が対象
延長保育事業	教育・保育提供区域を踏まえて検討
放課後児童クラブ	小学校区を想定し、検討
妊婦健康診査	事業の性質上、市域全体が対象
乳児家庭全戸訪問事業	事業の性質上、市域全体が対象
養育支援訪問事業	事業の性質上、市域全体が対象
子育て短期支援事業	現在の施設及び利用状況を踏まえて、市域全体が対象
利用者支援事業	事業の性質上、市域全体が対象
実費徴収に係る補足給付を行う事業	事業の性質上、市域全体が対象
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討